



宮 崎 県 公 報

令和4年12月19日(月曜日) 第367号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示	頁
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知……………(自然環境課) 1	
○道路の区域の変更……………(道路保全課) 1	
○道路の供用の開始……………(“ ”) 1	
○都市計画の変更(4件)……………(都市計画課) 2	
公 告	
○大規模小売店舗の新設に関する届出……………(商工政策課) 2	
○公共測量の実施の通知(4件)……………(管理課) 3	
○公共測量の終了の通知(2件)……………(“ ”) 4	
○宮崎県環境影響評価条例に基づく都市計画決定	
	権者の環境影響評価書の縦覧……………(都市計画課) 4
	病院局企業管理規程
	○病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程…………… 4
	○病院事業会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程…………… 6
	○病院事業職員の感染症予防等手当の特例に関する規程の一部を改正する企業管理規程…………… 6
	公安委員会告示
	○宮崎県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規程の一部を改正する告示…………… 7

告 示

宮崎県告示第 826号

森林法(昭和26年法律第 249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和4年12月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 東臼杵郡美郷町(次の図に示す部分に限る。)

- (2) 保安林として指定された目的 水源の涵養
- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 東臼杵郡美郷町(次の図に示す部分に限る。)

- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 827号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和4年12月19日から令和5年1月2日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年12月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
360	県道	田代八重綾線	東諸県郡綾町大字北俣中尾国有林	旧	7.6~27.7	113.5
			2094-ぬ林小班から同郡同町同大字中尾国有林2094-ぬ林小班まで	新	22.8~36.3	113.5

宮崎県告示第 828号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和4年12月19日から令和5年1月2日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 12 月 19 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
360	県道	田代八 重綾線	東諸県郡綾 町大字北俣 中尾国有林 2094-ぬ林 小班から同 郡同町同大 字中尾国有 林2094-ぬ 林小班まで	令和 4 年 12 月 19 日

宮崎県告示第 829号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課及び宮崎県宮崎土木事務所並びに宮崎市都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和 4 年 12 月 19 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 都市計画の種類及びその名称

- (1) 種類
宮崎広域都市計画道路
- (2) 名称
3・3・18号住吉通線

2 都市計画を変更した土地の区域

- (1) 追加する部分
宮崎市佐土原町下那珂字平廻、字土器田、字平権現前、字坂本、字中原、字城ヶ峰、字田淵田、字成枝権現、字萩原、字諏訪山、字鳥越、字南田、字堤下、字曲田及び字橋口、大字島之内字不動坊、字前田、字杉田、字田中、字尾方、字川添、字湯取及び字内添、大字広原字柳及び字向後並びに大字新名爪字麦田、字宮田、字鼻切、字二月田、字前田及び字尾廻の各一部
- (2) 削除する部分
なし

宮崎県告示第 830号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課及び宮崎県宮崎土木事務所並びに宮崎市都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和 4 年 12 月 19 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 都市計画の種類及びその名称

- (1) 種類
宮崎広域都市計画道路
- (2) 名称
3・1・1号花ヶ島西通線

2 都市計画を変更した土地の区域

- (1) 追加する部分
なし
- (2) 削除する部分
宮崎市大字新名爪字宮田、字麦田、字鼻切及び字二月田の各全部
宮崎市大字新名爪字前田及び字尾廻の各一部

宮崎県告示第 831号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課及び宮崎県宮崎土木事務所並びに宮崎市都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和 4 年 12 月 19 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 都市計画の種類及びその名称

- (1) 種類
宮崎広域都市計画道路
- (2) 名称
3・3・17号徳ヶ淵御殿下通線

2 都市計画を変更した土地の区域

- (1) 追加する部分
宮崎市佐土原町下那珂字平廻及び字土器田の各一部
- (2) 削除する部分
宮崎市佐土原町下那珂字土器田、字平権現前、字小平、字坂本、字平村、字矢野、字尾原及び字片瀬原の各全部
宮崎市佐土原町下那珂字平廻の各一部

宮崎県告示第 832号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課及び宮崎県宮崎土木事務所並びに宮崎市都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和 4 年 12 月 19 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 都市計画の種類及びその名称

- (1) 種類
宮崎広域都市計画道路
- (2) 名称
3・3・19号尾原通線

2 都市計画を変更した土地の区域

- (1) 追加する部分
宮崎市佐土原町下那珂字坂本、字平村、字矢野、字尾原及び字片瀬原の各一部
- (2) 削除する部分
なし

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 5 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和4年12月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) ダイレックス日南店
日南市中央通2丁目8番8
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ダイレックス株式会社 代表取締役 多田高志
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地
- 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ダイレックス株式会社 代表取締役 多田高志
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和5年8月9日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,722㎡
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物北側 72台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物西側 20台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物西側 104㎡ (荷さばき施設No.1)
建物西側 50㎡ (荷さばき施設No.2)
合計 154㎡
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内西側 10.02㎡ (廃棄物等保管施設No.1)
建物内西側 7.96㎡ (廃棄物等保管施設No.2)
合計 17.98㎡
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
3箇所 建物敷地北側及び西側
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日
令和4年12月8日
- 9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
 - (2) 期間
令和4年12月19日から令和5年4月19日まで
- 10 意見書の提出先及び期間

- (1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商工政策課
 - (2) 期間
令和4年12月19日から令和5年4月19日まで
- 11 意見書の記載事項
- 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、宮崎県漁業管理課長から次のとおり通知があった。

令和4年12月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 作業の種類
公共測量（基準点測量、空中写真測量）
- 2 作業地域
延岡市、門川町、日向市、都農町、川南町、新富町、宮崎市、日南市、串間市、西都市、西米良村
- 3 作業期間
令和4年11月17日から令和5年3月2日まで

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、宮崎県西諸県農林振興局長から次のとおり通知があった。

令和4年12月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 作業の種類
公共測量（路線測量）
- 2 作業地域
宮崎県小林市野尻町東麓
- 3 作業期間
令和4年11月24日から令和5年3月25日まで

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、宮崎県西諸県農林振興局長から次のとおり通知があった。

令和4年12月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 作業の種類
公共測量（路線測量）
- 2 作業地域
宮崎県小林市野尻町東麓（丸岡）
- 3 作業期間
令和4年11月24日から令和5年3月25日まで

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、熊本防衛支局長から次のとおり通知があった。

令和4年12月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 作業の種類
公共測量（基準点測量）

- 2 作業地域
宮崎県児湯郡新富町
- 3 作業期間
令和4年12月2日から令和5年1月31日まで

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、宮崎県西諸県農林振興局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年12月19日
宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 作業の種類
公共測量（用地測量）
- 2 作業地域
宮崎県小林市大字細野
- 3 作業終了日
令和4年12月6日

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、九州防衛局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年12月19日
宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 作業の種類
公共測量（用地測量、基準点測量）
- 2 作業地域
宮崎県児湯郡新富町
- 3 作業終了日
令和4年9月2日

宮崎県環境影響評価条例施行規則（平成12年宮崎県規則第 125号。以下「規則」という。）第48条の規定により読み替えて適用される宮崎県環境影響評価条例（平成12年宮崎県条例第12号。以下「条

例」という。）第22条の規定により、環境影響評価書（以下「評価書」という。）を送付したので、規則第48条の規定により読み替えて適用される条例第23条の規定により、次のとおり公告し、当該評価書を公衆の縦覧に供する。

令和4年12月19日
宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 都市計画決定権者の名称
宮崎県
- 2 都市計画対象事業の名称、種類及び規模
 - (1) 名称
国道10号住吉道路（都市計画道路住吉通線）
 - (2) 種類
一般国道の改築
 - (3) 規模
延長 約6km
- 3 都市計画対象事業が実施されるべき区域
評価書において示す区域
- 4 都市計画対象事業に係る関係地域の範囲
宮崎市佐土原町下那珂、同市大字広原、同市大字島之内及び同市大字新名爪の各一部
- 5 評価書の縦覧の場所、期間及び時間
 - (1) 場所
国土交通省九州地方整備局宮崎河川国道事務所、宮崎県県土整備部都市計画課及び宮崎県宮崎土木事務所並びに宮崎市都市整備部都市計画課、宮崎市地域振興部住吉地域センター及び宮崎市佐土原総合支所農林建設課
 - (2) 期間
令和4年12月19日から令和5年1月18日まで（令和4年12月29日から令和5年1月3日までの期間、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
 - (3) 時間
午前8時30分から午後5時15分まで

病院局企業管理規程

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

令和4年12月19日

宮崎県病院局長 吉村久人

宮崎県病院局企業管理規程第9号

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程

病院事業職員の給与に関する規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成18年宮崎県条例第22号。以下「病院事業給与条例」という。）第28条の規定に基づき、病院事業に従事する企業職員（非常勤の職にある者（地方公務員法（昭和25年法律第 261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下「再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）を除く。以下「職員」という。）の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（育児休業等の承認を受けた職員の給与）</p> <p>第14条 育児休業及び育児短時間勤務の承認を受けた職員の給与の</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成18年宮崎県条例第22号。以下「病院事業給与条例」という。）第28条の規定に基づき、病院事業に従事する企業職員（非常勤の職にある者（地方公務員法（昭和25年法律第 261号。以下「<u>地公法</u>」）という。）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下「再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）を除く。以下「職員」という。）の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（育児休業等の承認を受けた職員の給与）</p> <p>第14条 育児休業 <u>（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3</u></p>

支給については、病院事業給与条例に定めるもののほか、職員の育児休業等に関する条例（平成4年宮崎県条例第6号）の適用を受ける者の例による。

（自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与）

第14条の2 自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与の支給については、病院事業給与条例に定めるもののほか、職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年宮崎県条例第62号）の適用を受ける者の例による。

（配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与）

第14条の3 配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与の支給については、病院事業給与条例に定めるもののほか、職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年宮崎県条例第46号）の適用を受ける者の例による。

附 則

[略]

附 則

(施行期日等)

年法律第110号)第2条第1項の規定による育児休業をいう。)及び育児短時間勤務(同法第10条第1項の規定による育児短時間勤務(同法第17条の規定による勤務を含む。)をいう。)の承認を受けた職員の給与の支給については、病院事業給与条例に定めるもののほか、職員の育児休業等に関する条例(平成4年宮崎県条例第6号)の適用を受ける者の例による。

（自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与）

第14条の2 自己啓発等休業(地公法第26条の5第1項の規定による自己啓発等休業をいう。)の承認を受けた職員の給与の支給については、病院事業給与条例に定めるもののほか、職員の自己啓発等休業に関する条例(平成19年宮崎県条例第62号)の適用を受ける者の例による。

（配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与）

第14条の3 配偶者同行休業(地公法第26条の6第1項の規定による配偶者同行休業をいう。)の承認を受けた職員の給与の支給については、病院事業給与条例に定めるもののほか、職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年宮崎県条例第46号)の適用を受ける者の例による。

附 則

(施行期日)

1 [略]

(初任給調整手当の特例)

2 院長及び副院長には、当分の間、第8条の規定による額とは別に、管理者が別に定める額を初任給調整手当として支給する。

(看護業務臨時特別手当)

3 医療職給料表(三)の適用を受ける職員が、看護の業務に従事したときは、当分の間、病院事業給与条例第12条に規定する特殊勤務手当として、看護業務臨時特別手当を支給する。この場合において、第2条の規定により適用される職員給与条例第8条の8の規定の適用については、同条中「及び人事委員会規則で定める額」とあるのは、「、人事委員会規則で定める額及び看護業務臨時特別手当の月額」とする。

4 前項の手当の額は、勤務1月につき12,000円の範囲内で管理者が別に定める額(再任用短時間勤務職員にあっては、その額に病院事業職員就業規程(平成18年宮崎県病院局企業管理規程第8号。以下「病院事業就業規程」という。)第2条第1項の規定により適用される職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和28年宮崎県条例第43号。以下「勤務時間等条例」という。)第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務の承認を受けた職員にあっては、その額に病院事業就業規程第2条第1項の規定により適用される勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、それぞれ乗じて得た額とする。この場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。

5 附則第3項の規定により看護業務臨時特別手当が支給される職員に関する第10条第10項の規定の適用については、同項中「及び特別診療手当」とあるのは、「、特別診療手当及び看護業務臨時特別手当」とする。

6 附則第3項に規定する手当は、その月分をその月の給料の支給定日に支給する。

1 この規程は、公表の日から施行し、この規程による改正後の病院事業職員の給与に関する規程附則第3項から第6項までの規定は、令和4年11月1日から適用する。

（病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程の一部改正）

2 病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程（平成23年宮崎県病院局企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則 <u>（施行期日）</u>	附 則
1 [略]	[略]
<u>（初任給調整手当の特例）</u>	
2 院長及び副院長には、当分の間、第8条の規定による額とは別に、管理者が別に定める額を初任給調整手当として支給する。	

病院事業会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

令和4年12月19日

宮崎県病院局長 吉 村 久 人

宮崎県病院局企業管理規程第10号

病院事業会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程

病院事業会計年度任用職員の給与に関する規程（令和元年宮崎県病院局企業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（特殊勤務手当の種類等）	（特殊勤務手当の種類等）
第6条 病院事業会計年度任用職員給与条例第9条の規定により支給される特殊勤務手当の種類、手当額及び重複支給については、病院事業給与条例の適用を受ける者の例による。	第6条 病院事業会計年度任用職員給与条例第9条の規定により支給される特殊勤務手当の種類、手当額及び重複支給については、病院事業給与条例の適用を受ける者の例による。 <u>ただし、病院事業職員の給与に関する規程（平成18年病院局企業管理規程第9号。以下「病院事業給与規程」という。）附則第3項の看護業務臨時特別手当は、これを支給しない。</u>
2 病院事業職員の給与に関する規程（平成18年病院局企業管理規程第9号）第10条第1項の精神医療業務手当については、別表第5の勤務箇所の欄に掲げる勤務箇所に勤務する同表の種別の欄に掲げる会計年度任用職員が精神医療の業務に従事したとき、従事した1日につきそれぞれ同表の手当額の欄に掲げる額を支給する。	2 病院事業給与規程第10条第1項の精神医療業務手当については、別表第5の勤務箇所の欄に掲げる勤務箇所に勤務する同表の種別の欄に掲げる会計年度任用職員が精神医療の業務に従事したとき、従事した1日につきそれぞれ同表の手当額の欄に掲げる額を支給する。
（育児休業の承認を受けた職員の給与）	（育児休業の承認を受けた職員の給与）
第9条 育児休業の承認を受けた職員の給与の支給については、病院事業会計年度任用職員給与条例に定めるもののほか、職員の育児休業等に関する条例（平成4年宮崎県条例第6号）の適用を受ける者の例による。	第9条 育児休業 <u>（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成30年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業をいう。）</u> の承認を受けた職員の給与の支給については、病院事業会計年度任用職員給与条例に定めるもののほか、職員の育児休業等に関する条例（平成4年宮崎県条例第6号）の適用を受ける者の例による。

附 則

この規程は、公表の日から施行し、この規程による改正後の病院事業会計年度任用職員の給与に関する規程第6条の規定は、令和4年11月1日から適用する。

病院事業職員の感染症予防等手当の特例に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

令和4年12月19日

宮崎県病院局長 吉 村 久 人

宮崎県病院局企業管理規程第11号

病院事業職員の感染症予防等手当の特例に関する規程の一部を改正する企業管理規程

病院事業職員の感染症予防等手当の特例に関する規程（令和2年宮崎県病院局企業管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(感染症予防等手当の特例) 第2条 [略] 2 [略] 3 前2項の規定により感染症予防等手当が支給される職員に関する病院事業職員給与規程第10条第8項の規定の適用については、同項中「深夜看護手当、精神医療業務手当、救急医療体制確保手当、専門看護手当及び特別診療手当」とあるのは、「深夜看護手当、放射線取扱手当、精神医療業務手当、救急医療体制確保手当、専門看護手当及び特別診療手当」とする。	(感染症予防等手当の特例) 第2条 [略] 2 [略] 3 前2項の規定により感染症予防等手当が支給される職員に関する病院事業職員給与規程第10条第10項の規定の適用については、同項中「深夜看護手当、精神医療業務手当、救急医療体制確保手当、専門看護手当及び特別診療手当」とあるのは、「深夜看護手当、放射線取扱手当、精神医療業務手当、救急医療体制確保手当、専門看護手当及び特別診療手当」とする。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

公安委員会告示

宮崎県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規程の一部を改正する告示をここに公表する。

令和4年12月19日

宮崎県公安委員会委員長 島 津 久 友

宮崎県公安委員会告示第 112号

宮崎県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規程の一部を改正する告示

宮崎県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規程（令和3年宮崎県公安委員会告示第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																										
別表第1（第2条関係）	別表第1（第2条関係）																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>法令等</th> <th>規定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>警備業法（昭和47年法律第17号）</td> <td>第10条第1項並びに第16条第2項及び第3項並びに第17条第2項</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）</td> <td>第5条第1項及び第8条第1項</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	法令等	規定	[略]		警備業法（昭和47年法律第17号）	第10条第1項並びに第16条第2項及び第3項並びに第17条第2項	[略]		道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）	第5条第1項及び第8条第1項	[略]		<table border="1"> <thead> <tr> <th>法令等</th> <th>規定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>警備業法（昭和47年法律第17号）</td> <td>第9条（警備業者が、その主たる営業所の所在する都道府県以外の都道府県の区域内で警備業務（内閣府令で定めるものを除く。）を行おうとするときの届出に限る。）、第10条第1項、<u>第16条第2項及び第3項並びに第17条第2項</u></td> </tr> <tr> <td>自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）</td> <td>第8条第1項</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）</td> <td>第5条第1項、第8条第1項及び第8条の5第1項</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	法令等	規定	[略]		警備業法（昭和47年法律第17号）	第9条（警備業者が、その主たる営業所の所在する都道府県以外の都道府県の区域内で警備業務（内閣府令で定めるものを除く。）を行おうとするときの届出に限る。）、第10条第1項、 <u>第16条第2項及び第3項並びに第17条第2項</u>	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）	第8条第1項	[略]		道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）	第5条第1項、第8条第1項及び第8条の5第1項	[略]	
法令等	規定																										
[略]																											
警備業法（昭和47年法律第17号）	第10条第1項並びに第16条第2項及び第3項並びに第17条第2項																										
[略]																											
道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）	第5条第1項及び第8条第1項																										
[略]																											
法令等	規定																										
[略]																											
警備業法（昭和47年法律第17号）	第9条（警備業者が、その主たる営業所の所在する都道府県以外の都道府県の区域内で警備業務（内閣府令で定めるものを除く。）を行おうとするときの届出に限る。）、第10条第1項、 <u>第16条第2項及び第3項並びに第17条第2項</u>																										
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）	第8条第1項																										
[略]																											
道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）	第5条第1項、第8条第1項及び第8条の5第1項																										
[略]																											
別表第2（第4条第2項、第4項関係）	別表第2（第4条第2項、第4項関係）																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>法令等</th> <th>規定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>警備業法（昭和47年法律第17号）</td> <td>第10条第1項並びに第16条第2項及び第3項並びに第17条第2項</td> </tr> </tbody> </table>	法令等	規定	[略]		警備業法（昭和47年法律第17号）	第10条第1項並びに第16条第2項及び第3項並びに第17条第2項	<table border="1"> <thead> <tr> <th>法令等</th> <th>規定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>警備業法（昭和47年法律第17号）</td> <td>第9条（警備業者が、その主たる営業所の所在する都道府県以外の都道府県の区域内で警備業務（内閣府令で定めるものを除く。）を行おうとするときの届出に限る。）、第10条第1項、<u>第16条第2項及び第3項並びに第17条第2項</u></td> </tr> <tr> <td>自動車運転代行業の業務の適</td> <td>第8条第1項</td> </tr> </tbody> </table>	法令等	規定	[略]		警備業法（昭和47年法律第17号）	第9条（警備業者が、その主たる営業所の所在する都道府県以外の都道府県の区域内で警備業務（内閣府令で定めるものを除く。）を行おうとするときの届出に限る。）、第10条第1項、 <u>第16条第2項及び第3項並びに第17条第2項</u>	自動車運転代行業の業務の適	第8条第1項												
法令等	規定																										
[略]																											
警備業法（昭和47年法律第17号）	第10条第1項並びに第16条第2項及び第3項並びに第17条第2項																										
法令等	規定																										
[略]																											
警備業法（昭和47年法律第17号）	第9条（警備業者が、その主たる営業所の所在する都道府県以外の都道府県の区域内で警備業務（内閣府令で定めるものを除く。）を行おうとするときの届出に限る。）、第10条第1項、 <u>第16条第2項及び第3項並びに第17条第2項</u>																										
自動車運転代行業の業務の適	第8条第1項																										

		正化に関する法律（平成13年 法律第57号）	
[略]		[略]	
道路交通法施行規則（昭和35 年総理府令第60号）	第5条第1項及び第8条第1 項	道路交通法施行規則（昭和35 年総理府令第60号）	第5条第1項、第8条第1項 及び第8条の5第1項
[略]		[略]	

附 則

この告示は、令和5年1月4日から施行する。